避難行動要支援者支援制度に関する Q&A

どのような制度ですか?

近年、地震や風水害による被害が各地で発生しています。災害の発生をなくすことはできませんが、災害による被害を減らすことは可能です。大地震などの大規模な災害の時は行政の機能が停止する可能性が考えられ、自分の身は自分で守る「自助」が基本となりますが、地域住民による支援「共助」が重要となります。

そこで、災害時に円滑かつ迅速に安否確認や避難誘導などが行えるよう、この制度が創設されました。

具体的には、地域において、高齢者や障害者などの災害時に支援を必要とする人を本人の同意に基づいてあらかじめ特定し、誰が支援し、どこに避難させるか決めて、その情報を共有することにより、いざという時に地域の中で安否確認や避難支援などが行える支援体制づくりを目指すものです。

地域での日頃からの声かけや、見守り活動などを通じて、コミュニケーションを深め、 良好な近隣関係が構築できると期待されます。

行政機関等の役割は?

大地震などの大規模な災害の時は行政の機能が停止する可能性が考えられ、被災者の支援は地域住民相互の協力(共助)が重要です。市は、平常時より支援の仕組み作りなど防災意識の必要性を地域に伝えるとともに、様々な形で起こりうる災害に対して有効な支援方法と仕組み作りを実施していきます。具体的には避難行動要支援者名簿登録申請書の受付による名簿作りと地域への情報提供による、地域で助け合う(共助)仕組み作りを支援します。

民生・児童委員の役割は?

自主防災組織など様々な協力団体と連携し、日頃の活動によって、地域の要支援者の相 談役として行政などとの橋渡し役として重要な役割を担っていただきます。

自主防災組織の役割は?

地域の中で避難行動要支援者と最も近くで生活をしているのは、同じ地域の自主防災組織です。日頃より声かけなど地域でのコミュニケーションを進めることが大切です。支援者とともに災害時の要支援者の安否確認、避難誘導、救援、救護など地域ぐるみで活動を行っていただきます。

名簿作成はなぜ必要なのか?

災害時に、地域において安否確認や避難支援を迅速に行えるようにするだけでなく、名 簿を作成することで地域での高齢者や障害者等への日常的な見守り活動への関心が高まる ことを期待しています。

地域住民に協力を求めるのはなぜ?

災害発生時に市では各部局であらゆる災害対応業務を行います。大規模な災害が市内の 広い範囲で発生した場合、すぐに職員が対応できない場合があるため、被災者支援は地域 住民による相互協力が不可欠と考えます。

どんな人が登録するのですか?

災害時に自力で危険情報の取得や安全な場所への避難行動ができない人を対象としています。例えばひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の人、障害をお持ちの人などで災害時の避難行動などの対応が困難な人です。

<u>支援が必要と思われる人が近所にいますが名簿登録の申請を代わりに行っても</u> 良いですか?

本人の同意を得ていれば、代わりに申請してもかまいません。ただし、個人情報を要支援者名簿により自主防災組織などに提供することを確認してください。

代筆で申請をしても良いですか?

本人の記入が難しい場合は、家族、親族、区長や民生・児童委員が代筆することは可能です。ただし、個人情報を要支援者名簿により自主防災組織などに提供することを確認してください。

<u>登録をしない人は助けてもらえないのですか?</u>

災害発生時は、登録の有無にかかわらず、被災者の救助が最優先されます。しかし、事前に制度に登録をしておくことで、支援者や地域の住民による安否確認等が迅速に行えると考えられますので、なるべく登録していただけるようお願いします。

登録の方法は?

支援を希望する人は、個人情報の提供について同意をしてもらい、安心安全課へ直接、 または郵送などで提出をお願いします。登録申請書は市ホームページからもダウンロード できます。不明な点があれば安心安全課へご相談ください。

家族と同居している障害者や難病患者は登録の必要がありますか?

家族で支援できれば登録の必要はありません。しかし、家族の不在時に災害が発生し場合などの対応に心配があれば、登録することができます。

登録すると災害時に必ず助けてもらえるのですか?

災害はいつどのような形で起きるかわかりません。また、どのような事情が発生しているかわかりません。この制度に登録することで、救助等の支援を確実にお約束するものではありません。避難支援者も被災し支援活動が困難になる場合も考えられます。支援をされる人自身も、自分の身は自分で守る「自助」の意識をお持ちください。

災害時に市役所の人が助けに来てくれるのですか?

違います。大規模な災害が発生した場合は市内のいたるところで、道路の損壊や建物の 倒壊などがあり行政がすぐに駆けつけられる状態ではないと考えられます。そうした時に あなたのことを支援してくれる地域の人を事前に決めておきこの制度に登録することで、 いざという時に備えていただきたいと思います。

誰が助けてくれるのですか?

本人が選んだ地域の支援者を中心に同じ地域にお住まいの人で支援できる人により行います。

避難支援者の役割は?

災害時に要支援者へ災害に関する情報を伝えたり、一緒に避難したりするなどの支援を していただきます。平常時は普段のお付き合いの中で、健康状態や非常時の支援に役立つ 情報収集などを心がけていただきますようお願いいたします。

支援者選びは、誰がするのですか?

本人により選んでいただきます。いざという時にすぐに支援が受けられるよう、普段から親しくしている人や、地域の中で近くに住んでいる人を本人が選び、支援の依頼をしていただくことを基本に考えますが、自主防災組織の役員や民生・児童委員に支援者の選定をお願いすることもあると思います。

支援者は誰でも良いのですか?

近くに住んでおり、緊急時すぐに駆けつけられる人が良いと思います。共通の趣味をお 持ちの人や普段からお付き合いのある人が、日常の生活状況の把握もでき支援者に適して いると思われます。

地域での支援とは具体的にどういったことですか?

市から要支援者に関する情報を提供された地域では、情報をもとに災害時を想定し、あらかじめ要支援者をどのように避難させるか話し合っていただきます。

例えば、要支援者や支援者への情報伝達方法を決めておく、役員同士の緊急連絡網を作っておく、地域での災害時の危険場所の確認や避難ルートの検討をしていただく、避難支援に必要となる資機材を整備するなどが考えられます。

避難支援者を記入できない場合はどうすればよいですか?

避難支援者が決まらない人でも登録はできますが、できるだけ自主的に避難支援者が見つかるよう、隣近所などまわりの人に相談してみましょう。

避難支援者になると責任や義務がかかるのではないか?

支援者になったからといって、責任や義務を負うものではありません。あくまでも要支援者の意思と支援者の助け合う好意により実施される制度です。避難支援者自身も被災してしまうこともあり、その状況によっては支援活動ができないことも考えられますので、できる範囲での支援をお願いするものです。

登録した情報は誰がどのように持つことになるのですか?

取りまとめた情報は、市役所、各自主防災組織(行政区)、民生・児童委員、社会福祉協議会、消防署、消防団、警察署に提供し、災害時の要支援者支援の目的(平常時からの見守り活動を含む)のみに使用していただきます。

登録した後は、どうなりますか?

避難行動要支援者名簿は災害発生時のほか平常時にも関係支援団体に情報提供し、地域の支援に役立てていきます。

今後は毎年更新を行っていきますが登録内容に変更は常時行いますので、変更があった 場合は変更届出書の提出をお願いします。

個人のプライバシーは保護されますか?

申請時に提供された個人情報は、支援者、自主防災組織、民生・児童委員、行政機関に おいて避難行動要支援者支援の目的(災害時の支援を円滑に行うための防災訓練や、平常 時からの見守り活動を含む)のみに利用し、関係者には名簿の管理、利用に際し情報の漏 洩などないよう厳重に注意をしてまいります。

名簿の管理はどのようにすればよいですか?

名簿については、個人情報として厳重に保管することも必要ですが、同時に災害時には 円滑に利用が可能な保管方法が必要な情報です。そのため持ち運びができず、鍵のかかる 金庫や書庫などで保管し、限られた人だけが鍵を持つなどの方法で対応していただきたい と思います。

申請受付の期間はいつまでですか?

随時受け付けています。申請は強制ではありませんので必要と思われたときに申請して ください。